

利益相反管理方針の概要

I.基本方針

当社は、保険業法に基づき、当社のお客さまと当社グループ会社との間、あるいは、当社のお客さまと当社グループ会社のお客さまとの間における利益相反によって、当社とお客さまとの取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、態勢を構築します。

※本方針において、「当社グループ会社」とは、ソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社およびソニー銀行株式会社をいいます。

II.対象取引等

1. 当社は、お客さまと当社グループ会社との次の各号に掲げる取引（以下「対象取引」という。）によって、お客さまの利益が不当に害されることを防止するために、体制の整備その他必要な措置を講じるものとします。
 - (1) お客さまの利益と当社グループ会社の利益が対立する場合において、当社グループ会社の利益を得ることを優先する取引
 - (2) お客さまの情報を利用して、当社グループ会社が利益を得る取引
 - (3) お客さま相互間の利益の対立等に乗じて、当社グループ会社が利益を得る取引
 - (4) その他、当社グループ会社がお客さまの利益を害していると認められる取引
2. 本方針に基づいて、その利益を保護する「お客さま」は、当社グループ会社における、次の各号に掲げる業務に係るお客さまとします。
 - (1) ソニー生命保険株式会社
生命保険業および登録金融機関業務その他法令に基づき行うことができる業務
 - (2) ソニー損害保険株式会社
損害保険業その他法令に基づき行うことができる業務
 - (3) ソニー銀行株式会社
銀行業（その銀行代理業者による銀行代理業を含む）および登録金融機関業務その他法令に基づき行うことができる業務

III.利益相反管理体制

1. 体制

当社は、当社コンプライアンス担当取締役を利益相反管理統括責任者、当社経営企画部を利益相反管理統括部署とし、当社グループにおける利益相反管理態勢を構築します。

2. 措置

利益相反管理統括責任者は、当社内における報告や、当社へのお客さまの苦情等に基づき必要と判断したときは、次の各号に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 対象取引を行う部署とお客さまと取引を行う部署を分離する方法（情報の遮断）
- (2) 対象取引またはお客さまとの取引の中止、取引の条件もしくは方法の変更（取引の中止、条件または方法の変更）
- (3) 利益相反事実またはそのおそれがあることのお客さまへの開示（お客さまへの開示）
- (4) その他、利益相反管理統括部署が必要と判断する措置

3. 記録

利益相反管理統括部署は、次の各号に掲げる事項を適切に記録し、5年間保存するものとします。

- (1) 対象取引の特定に係る記録
- (2) お客さまの保護を適正に確保するための措置に係る記録

(2025年10月1日)